

# 森林吸収源対策等を推進するための税財源の確保

政策提言先 農林水産省、林野庁

## 政策提言の要旨

森林吸収源対策は、先の京都議定書において、我が国に設定された温室効果ガス排出量の削減目標値6パーセントのうち、3.8パーセントまでの有効性が認められた、国内で最も有効な地球温暖化対策です。

2012年の気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）において表明した我が国の削減目標等を踏まえ、森林吸収源対策については、2020年度までの間においても積極的に取り組むとともに、2020年度以降の新たな「将来の枠組み」の下でも森林吸収源が十分に貢献できるよう着実に実施する必要があるとされています。

福島原発事故に起因する安全性への懸念から原子力発電を代替するため、火力発電が増加しており、2012年度のCO2排出量は東日本大震災前の2010前年度比で6.6パーセント増となっています。

現在、電力の固定価格買取制度を軸に、再生可能エネルギーの導入が進められていますが、地球温暖化防止のためには、こうした排出抑制対策に取り組むとともに、森林吸収源対策を併せて行うことで、早急に最大の効果を上げることが求められています。

このため、間伐による適切な森林整備や木材利用によるCO2固定の取り組みなどの森林吸収源対策等に要する安定的な税財源を確保していただきますよう提言します。

## 【政策提言の具体的内容】

地球温暖化対策を進めるうえで森林吸収源対策は最も有効な手段であることから、森林吸収源対策に要する安定的な税財源を確保するため、下記の項目について提言します。

- ① 国において、森林吸収源対策に必要な税財源の安定的確保に向けた具体的な方策を明らかにすること。
- ② 各省庁の枠組みを超えた国全体の利益を優先する視点に立って、「地球温暖化対策のための税」の用途拡大を図ること。
- ③ また、木材生産のほかCO2の吸収や水源のかん養など森林の有する公益的機能と、森林の保全整備に必要な税財源の偏在などに着目して、国民全体の負担で支える仕組みについても併せて検討すること。

## 【政策提言の理由】

- ① 我が国は、昨年11月に開催されたCOP19において、2020年度の温室効果ガスの削減目標を2005年度の総排出量比で3.8%を削減することを表明し、このうち4分の3にあたる2.8%以上を森林吸収源が担うこととされています。

一方、福島原発事故に起因する安全性への懸念から原子力発電を代替するため、火力発電が増加しており、2012年度のCO2排出量は東日本大震災前の2010年比で6.6パーセント増となっています。

現在、電力の固定価格買取制度を軸に、再生可能エネルギーの導入が進められていますが、地球温暖化防止のためには、省エネなどの排出抑制対策に取り組むとともに、森林吸収源対策を併せて行うことで、早急に最大の効果を上げることが必要です。

- ② 平成24年10月に石油石炭税への懸念から税率の上乗せにより施行された「地球温暖化対策のための税」は、その使途がエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制対策に限定されていますが、森林整備による吸収源対策は、化石燃料由来のCO<sub>2</sub>の吸収・固定に資する取組であり、地球温暖化対策を実現するうえで、費用対効果の面でも最も有効な手段です。
- ③ 平成23年12月に実施された内閣府の世論調査によると、森林吸収源対策に必要な費用については、「温室効果ガスを排出する割合に応じて企業や国民が負担する」ことや、森林の恩恵は広く国民全体に及ぶことから「国民全体で負担する」との意見が多数となっています。
- ④ 幅広い県民の負担で森林の機能の維持・増進を図ることを目的に、本県が平成15年度に全国に先駆けて導入した「森林環境税」の取組は、現在、全国33県で導入されるなど、全国的な広がりを見せています。
- ⑤ 平成25年12月12日に発表された与党「平成26年度税制改正大綱」の検討事項において「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。」こととされています。